

河南町立中学校いじめ防止基本方針（概要）

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」と定義する。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学年・学級でも起こりうるものでありいじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識に立脚し、全校生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように「河南町立中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 基本的な対応

生徒一人ひとりが認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人ひとりが分かりやすい授業に努め、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。

道徳や総合的な学習の時間に命の大切さについての指導を行う。また「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒が持てるように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを理解させ自覚させる。

- (1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- (2) 生徒一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- (3) いじめの早期発見・早期解決のために、様々な手段を講じる。
- (4) 学校と家庭が協力して、継続指導にあたる。
- (5) 教職員と専門家等が連携したチーム対応をする。

3 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

①「生徒指導部会」

毎週1回部会をもち、各学年の情報交換を実施し、学校としての方針のすり合わせを密に行う。また月1回、全教職員で問題傾向を有する生徒について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。

②「いじめ・不登校対策委員会」

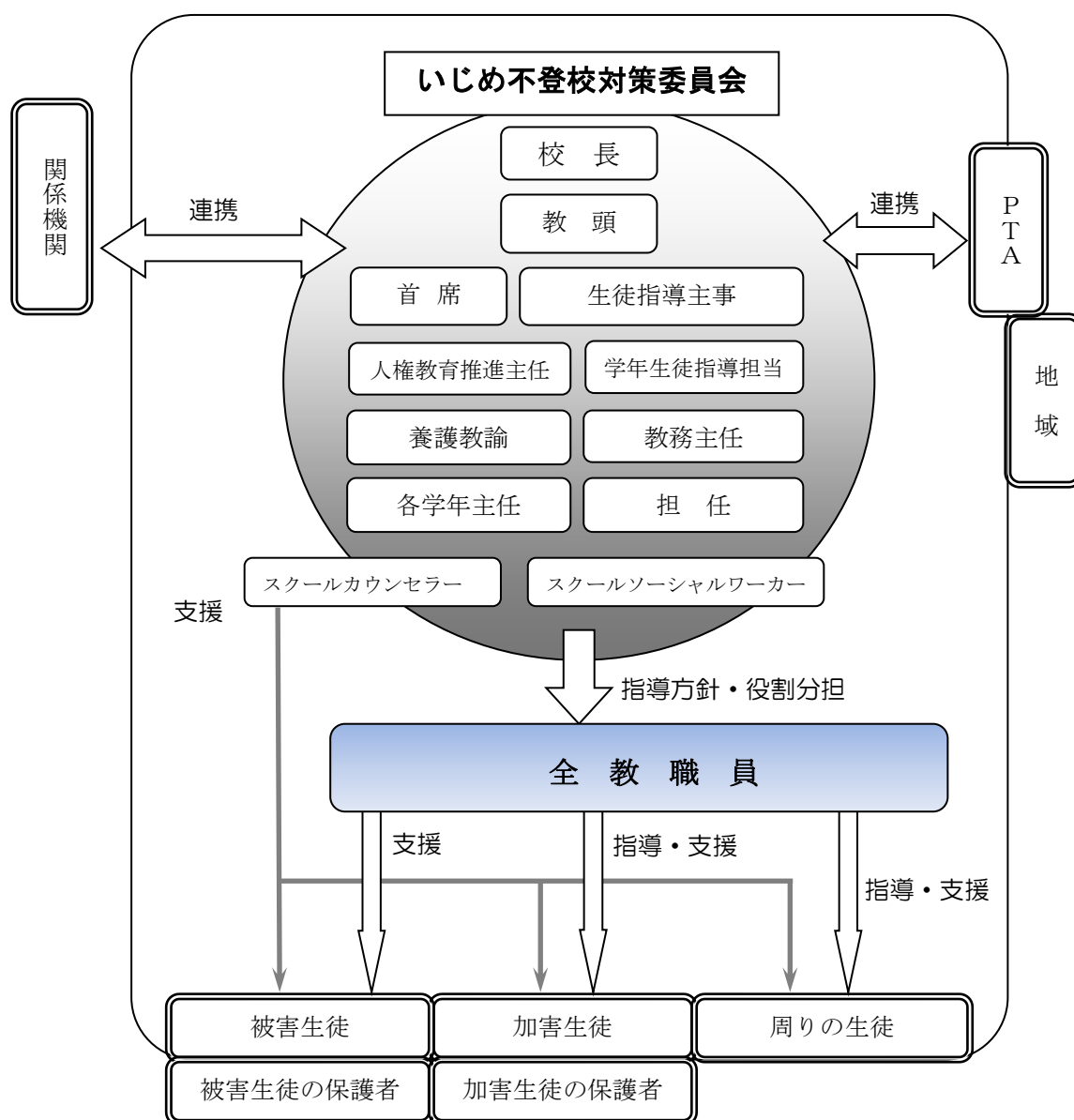
いじめ防止に関する措置を実効的に行うため校長、教頭、首席、生徒指導主事、養護教諭、SC、SSW、関係職員によるいじめ・不登校対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに校長・教頭

に報告する。また状況によっては緊急生徒指導部会を開催し、迅速な対応を行う。さらに校長の指示により早急に支援体制をつくり対処する。

(3) 組織図



4 いじめ認知後における基本的な対応

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え指導する。いじめている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導及び支援にあたり、保護者に対しても指導・支援を行う。

ウ 傍観者の立場にいる生徒らにも、いじめているのと同様であるということを指導する。

エ 学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

オ いじめられている生徒の心の傷を癒すために、養護教諭やスクールカウンセラーと連携を取りながら、指導を行っていく。